

上宮御製疏の書史學的概說

日 下 無 倫

内 容

一、御草本法華義疏について、一二、寶治版に付て、一三、證圓を聖守、一四、寛元二年本法華義疏を叡福寺所傳の三經疏、一五、太子御本梵網經の開版、一六、宗性を凝然、一七、徳川時代に於ける上宮御製疏の開版、一八、天和本を安平本、一九、十七憲法印書考、

先づ本邦最古の精華を彩るるべき唯一の文献は何であるかといへば、實に上宮御製疏に指を屈せねばならぬ。曰く、太子三十三歳にして憲法十七條を製し、三十八歳にして勝鬘經義疏を製し、四十一歳にして維摩經義疏を作り、四十三歳にして法華經義疏を作りて、世に所謂三經義疏を完了し玉へることは皆人の周知する所なるが、果して太子の御真筆にかかる三經義疏が現存せるや否やの問題は書史學研究者に取りては冠頭一番解決せねばならぬ問題である。

勝鬱經疏、維摩經疏の御真本は夙に散逸してその影をとめざるが、近年御物にかかる「上宮御製法華經義疏」四巻はまぎれもなき太子真筆の御草本として我が佛教書史學界に陸離たる光彩を放つに至つた。本疏は法隆寺の珍藏にして現に帝室の御物ではあるが、幸にも一昨年京都大藏會に陳列せられたる青寫真によつてよく全巻を閲するを得、近くは又法隆寺大鏡第五十八集所載の玻璃版插畫によりて眼福を得たのであるが、その内容を伺ふに本疏四巻の中御自署及び年代の徵すべきものなく、また御自筆として他に參照すべき資料もないから、嚴密なる意義よりすれば、御自筆の稿本と定むべく或は早計に失するの虞がないでもないが、其體容并に特質よりして、然か考ふることの一點疑ふべき餘地なきは、等しく史學者の認むる處である。卷高八寸三分、第一巻は總長さ四丈六尺四寸、第二巻は四丈七尺二寸、第三巻は四丈九尺五寸、第四巻も略第三巻と同寸にして、天平十九年の法隆寺資財帳には、

法華經義疏參部 各四巻

維摩經疏 壹部 參 卷

勝鬱經疏 壱部

右上宮聖德法王御製者

と載せてあるから、今の御物は或は同書の二部と注せられたる其一部に非ざるなきやを疑つたが、

子細に研究の結果、恐らく同書の稿本であつて太子の御自筆に係ることの疑なきに至つたのである。

顯眞の「聖德太子傳私記上卷」^{八頁}には「次四卷義疏御草本也、黃紙、木軸、地筭、非昔物歟、筆蹟如雷電、但直於文、謬於字者、似同凡夫故也云々」と載せてあり、また古今目錄抄には「太子御製作章疏等日記、法華四卷疏御草本在舍利殿名後疏」といひ、南都巡禮記の法隆寺の下に「黒字法華經疏四卷香表紙沈軸件書太子御自筆也」といふてあるが即ち本疏のことである。

内容と體裁とを一瞥せんに、本書第一巻の冠頭第一紙に、「法華義疏第一、此是大委國上宮王私集非海彼本」と記せる部分は、現時の流布本では本文と直に接續してゐるが、恐らく原と本巻の外題たりしものにて、此是以下の十四文字は、後の追書たるは疑をいれぬが書風の古様なる點は、實に奈良朝を下らざるのみならず極めて太子時代に近きものなるを思はしめる（法隆寺大鏡）。本書と鎌倉時代開版のもの、若しくは他の流布本と比較校合すればいかに益する所多からんも、今はその豫猶がないから二三氣付きたる點を日本大藏經編入の法華義疏によりて對照校合すれば（備考、丸印は相違せる所）

〔日本大藏經本〕

〔第二頁初〕

法華義疏第一、

(1) 法華經義疏第一、
此是大倭國上宮王私集非海彼本

此是大委國上宮王私集非海彼本

(同上段第二行)

(2) 若論釋迦如來應現此土、

(同上段第七行)

(3) 三乘之別跡使感各趣之近果、

若論迦釋如來應現此土
三乘之別疏使感各趣之近果

(4) 一與大比丘衆出類、

(同下段第六行)

(5) 殺賊自在唯是一時、

(同下段第九行)

殺賊自在只是一時
而此不記也

最後に法華義疏卷四の壽量品第十五の偈頌釋を比較して見るに、太子御自筆御草本には

第二亦通合未來長、我亦爲世父救諸苦患者とあるに、寶治版法華義疏には

第二亦通合未來長遠、我亦爲云云

とあり日本大藏經本には

第二亦通合未來長遠、我亦爲云云とありて如何にその異同多きに驚くと共に、此の價值ある御自筆法華經疏が一日も早く上梓せられんことを祈るものである。

二

推古朝に於て造られた法華等の經疏七卷は、奈良朝殊に寫經全盛時代ともいふべき天平年間に於ては益々贍寫に贍寫を重ねて弘がつたのである。近くは正倉院文書に出づる所の寫經所解、一切經間校帳、經疏檢定帳、經疏奉請帳等に散見する處を見るといかにその多きに驚くだらう。がしかしこれらを一々指摘する繁をさけるが、平安朝以後、漸時寫經の風すたれて是れに代はるべき版經の風ようやく盛になるに及びては上宮御製疏の書寫のことは殆どその跡を絶つた。たゞ法隆寺所住の上宮門人と稱する者によりてのみはかなくも御製疏の書寫が行はれたが、然かもそれは頗る微々たるものであつた。

平安末期二條帝の頃、大法師林譽の書寫せし「維摩經義疏零本」一卷のみ僅に法隆寺に殘存してはかなき面影を物語つてゐる。即ち題跋を記すれば、

維摩經義疏下卷

二卷

奥云、御製疏三卷之内上卷闕也、依之奉爲本願聖皇上宮太子、奉酬御廣恩、御所持御製作之□書寫□、

大法師林譽之

(朱書云)永萬二年丙戌五月九日移點已了、自本故點浪藉也、仍加潤色尤見苦事也、

(註曰、永萬二年は六條帝紀元一八二六年に當る)

かくて世は移りて鎌倉時代となるや、其の初期に當つては、平安朝の餘風をうけて佛典の開版都

鄙を通じて行はれ、殊に春日社附屬の彫刻僧が盛に佛書の彫刻をなして、世に所謂春日版の盛況を齋したが、此等の書は多くは權大乘唯識經典に關するものに限られあり、從つて上宮御製疏の上梓せらるゝに至らなかつた。

上宮御製疏が初めに木版を以て摺寫せられたのは實に鎌倉時代であつて、正に後深草天皇寶治元年十月(紀元一九〇七)である。推古天皇二十二年四月太子御歲四十にして(法王帝說に據る)法華四卷疏を作り給へるものとすれば、實に製疏の年時を相距ること六百三十五年目である。

法隆寺大鏡の著者が「鎌倉時代本寺に於て印刻せしもの、雕板と共に今尙ほ現存せり」といふが如く、正しく法隆寺に於て雕刻したもので、法華經義卷四模版をば大正四年眞宗大谷大學に於ける第一回大藏會に於て吾人の眼福を得たのであるが、その何者によつて開版せられたるかは不明である。

今、現存する寶治版上宮御製疏、並にその所藏者の名、及びその題跋墨書を列記すれば左の如くである。

(一) ○勝鬘經義疏(寶治版) 一帖 叡福寺藏

(奥朱書云)

永仁三年未^乙五月八日、於法隆寺寶光院加點畢、願以此功、爲太子值遇並惠解開發之良因矣、

上宮門人沙門辨算^{三生}三十六年

朱書の永仁三年は紀元一九五五年乙未にして伏見帝の時である。文中、寶光院あるは、法隆寺の塔頭にして現存してゐる。獎算の事蹟は不明である。

(二) ○勝鬘經義疏卷一(寶治版) 一帖

法隆寺藏

(墨書奥云)

文永四年丁卯五月 日九旬談義以後者早可致送進大經藏更不可留置私住坊者也

大勸進圓學
(別筆)
傳領實雅

(別筆)
奉寄進 法隆寺

應永十六年己卯月五日

辨 祐 敬白

(別筆)
傳領會度得業

(三) ○維摩經義疏(寶治版) 三帖

久原文庫藏

(凝然自筆ナル卷下奥墨書ニ曰ク)

于時永仁六年戊戌冬十月二十四日、於東大寺戒壇院、因開講之次、一部三卷盡加點訓、授子實圓○禪明房、可專弘通太子三經疏、勿廢此業努力努力上宮王三經學士凝然春秋五十有八

表紙に「玄雅」、見返して「禪明之」の文字がある、蓋し『禪明之』は凝然自筆であらう。文中の永仁

六年は紀元一九五八戊年にして伏見帝の時である。

(四) ○維摩經義疏(寶治版) 三帖

南都佛教圖書館

(上卷朱奥書)

文永六年己五月十七日於東花園院、生年六旬餘、爲未學加移點了

(墨書云) □文八談義一見了無別事

(中卷奥云) 文永六年己五月十六日、東花園院榮範、生年六十三、爲未學移點了

下卷ハ四十三紙ニテ終ヲ闕ス

上卷中巻裏表紙綴目ニ「謹上尊惠宗春」トアリ

朱書の文永六年は紀元一九二九年で龜山帝の時である。花園院といふは法隆寺塔頭にして現在廢寺となる。

(五) ○維摩經義疏上卷(寶治版) 一帖 法隆寺藏

(墨書奥云)

文永四年卯五月 日、九旬談義以後者早可致送進大經藏更不可致留置私住坊者也

勸 進 圓 學

(別筆)
奉寄進法隆寺闕伽井院 辨祐

應永十六年己卯月五日

上宮御製疏の書史學的概說

(別筆) 延寶五年五月十八日從信贊受得之

良贊

「終り」に實雅朱印がある。

別筆奥書の中、辨祐とは補忘集^{五一}に『近代御舍利預衆、辨祐、源圓房律師、闕伽井坊』^{九頁}とあるがそれで、闕伽井院とは法隆寺の塔頭で後に明王院といふ。

(六) 法華經義疏卷四(寶治版) 一帖

久原文庫藏

(印奥記に曰く) 上宮太子御草本在法隆寺、棟彼本彫此模畢、

寶治元年丁未十月 日

(朱書云) 應永二十年癸巳六月十七日移點了

法華經義疏卷四(寶治版) 一帖 黑板勝美氏藏

法華經義疏(寶治版) 四帖 法隆寺藏

法華義疏卷四模版 一枚 法隆寺藏

上宮太子御草本在法隆寺

棟彼本彫此模畢

寶治元年丁未十月 日

以上列記する所は、東西兩京の大藏會、若しくは所藏主より借り得て予の親しく眼福を得た處で

あるが、從來上宮御製疏中に於て法華義疏卷四にのみ寶治元年模版の印奥記ありて、他の勝鬘、維摩の二疏には是と同じき印奥記なきを以て、後人は是を誤りて、法隆寺若しくは叡福寺に傳ふる上述の無印奥記の勝鬘經義疏並に久原文庫、南都佛教圖書館、法隆寺に藏せる無印奥記の維摩經義疏はこれ或は寶治版と異なるなきやを疑ふもの有之とするも決して左様ではなくて正しく同時の開版である。元來三經義疏は三部各別に印刻せられたものではなくて、全く同時の開版である。若し同時の始中終を分てば勝鬘、維摩、法華と次第することは、太子が義疏製作の年時前後より見て明らかである。してみれば結尾の法華義疏第四卷にのみ印奥記のあるは勿論と言はねばならぬ。現今、叡福寺に藏せる寶治版上宮王義疏より再び轉寫せし處の寫經に付て見るも、只法華經義疏にのみ寶治元年刻の印奥記を書寫せるあるを見ても明らかである。要するに前掲出のものは悉く寶治版の零本である。その體裁裝釘は粘葉綴で、板式七行十九字詰で訓點はない。久原文庫所藏の維摩疏三帖は、寶治元年より五十二年後、永仁六年に至り凝然大德が親しく訓點を施したもので、頗る珍とするに足るものである。

法華義疏の新研究は、同疏が御物として現存する以上、太子御自筆の御草本を俟つて初めて其の成就するを得べく、勝鬘經并に維摩經の兩疏は、御草本も夙に散逸し、天平時代の古寫經も亦遠く散逸せるを以て、勢ひ鎌倉時代の傳寫本に據つて開模したる寶治版を基調としてその研究の歩を進

めねばならぬ。されば寶治版としては、三經疏の中に於ては、法華義疏より、より以上に維摩、勝鬘兩疏の方が、はるかに史的價値を存する所以である。即ち、法華義疏卷四の印奥記に「上宮太子御草本在法隆寺」といふ語は、三經疏の御草本皆揃つて存在するの謂ではなくて、反面には維摩、勝鬘二疏の夙に散逸し、獨り法華義疏御草本の現存することを現はしたものである。

今久原文庫所藏の寶治版維摩經疏に據り、大日本佛教全書に編入せる同疏とを、参考のため比較對校して、その重要な異同を擧ぐれば左の如くである。

〔慶安版佛教全書編入本〕

〔寶治版維摩經疏〕

上卷八	行 頁	抑。小揚大爲宗	抑。少揚大爲宗
同 六	行 頁	○寢于床	○寢于床
同 同 七三	行 頁	不同凡夫之偏	不同凡夫之偏
同 同 十三	行 頁	抑。小揚大爲宗	抑。少揚大爲宗
同 同 下段五	行 頁	抑下二乘偏脩	抑下二乘偏脩
同 同 八	下段十六行 ○行 頁	寢食共處	寢食共處
同 同 一	八	諸耶自然	諸耶自然
同 同 三一	行 頁	智慧之義名	智慧之美名

外凡入初略有二種

外凡入初心略有二種

四十七行
九十八頁

「北鬱越。□單長壽天」

北鬱越。單長壽天

四十四行
二十一頁

諸佛。咨嗟

諸佛。咨嗟

四十四行
十二四頁

諸佛。咨嗟弟子

四十四行
中卷の二十六頁

不當如仁者。法

不當如仁者。所

四十四行
二十七頁

言語。道斷

言語。道斷

三十五頁
下段十五行

聲與響等者。響

聲與響等者。響

三十五頁
下段十六行

與響。

與響。

三十五頁
下段十七行

第二。

第三。

三十五頁
下段十八行

尼健。

尼健。

三十五頁
下段十九行

第三。

第三。

三十五頁
下段二十行

亦有三。

亦有二。

三十五頁
下段二十一行

汝。則。但。

汝。則。但。

三十五頁
下段二十二行

明の字無し。

明の字無し。

三十五頁
下段二十三行

者。の字無し。

者。の字無し。

中卷の二四十二頁
下段九行

無已小乘

哥已小乘

喜の字

憲の字

勿慚乃至勿慚

勿慚乃至勿慚

無退者

無退者、者

隨文直釋

隨文宣釋

佛果真。

佛果負

何此是

何所此是

不傾動

不頃動

無所趣

無所起

從爾維摩時詰。

從爾時時維摩詰

明法樂代

明法樂以代

喜の字

憲

喜の字

憲

障礙

憲

下卷の二六〇三行

使悟

憲

下五ノ四十五行
ノ十五行
ノ三行

十五行
三行
二行

十同
二行
行

下五ノ四十
ノ三行
ノ二行

七同
五行
行

下五ノ四十九行
ノ五行
行

下五ノ八行
ノ五行
行

下五ノ十四行
ノ五行
行

下五ノ九行
ノ五行
行

下五ノ七行
ノ五行
行

下五ノ同
ノ五行
行

同

下六

ノ十三行
頁

淨名病愈。

致憂苦救彼苦

離我我

致憂苦受救彼苦

莫同三乘

莫同二乘

已修法

此四句皆同。

一

已所修治

此四句皆同。

一

下卷

の二

下七
ノ四
行頁

三行
頁

無如之

如何之

故目。

愛見未已。

悲喜捨

此室當現

翻八正

正明不竭。

七恒以一心

下同

三八

ノ四十
行

行頁

下八

ノ二
行頁

行頁

下七

ノ一
行頁

行頁

十七

ノ五
行頁

行頁

十同

ノ九
行頁

行頁

下七

ノ三
行頁

行頁

同

六同

行頁

同

三六

行頁

同

四六

行頁

同

十六

行頁

淨名病噉。

致憂苦救彼苦

離我我

莫同三乘

莫同二乘

已修法

此四句皆同。

一

如之何

故因。

愛見未亡。

悲喜捨

此室常現

翻八正

正明不賜。

七以恒一心

七以恒

一

正明不竭。

七恒以一心

同 八ノ五行 舉譬結答

舉實結答

同 八ノ六行 雖常無常

雖當無常

同 八九行 此岸生死

此岸生死

同 同十五回 二番問答

二幡問答

同 同五〇行 明隨喜功深

明隨喜功深

同 同十二行 明如來迷成

明如來迷成

以上の對照によりて見るに、兩者の異同は、悉く此れを流布本のみの誤謬とすることは出來ないが、却て寶治版の文字が間違つてゐて流布本のために匡正せらるゝ所も決して少くない。例へば寶治本にすべて耶とあるを邪の字に訂正し、嚮の字を響に匡正したる點など流布本の價値ある點である。さはれ、寶治版に於ては、冥、迹、雖、寢、閉、齊、狼、衰、毀、濡、寧、直、施、殺、料、障、作、息、戒、隔、起、惑、就、總、弘、淑、差、博、惱、翻、澁、宴、罣、辯、須、觸、修、姪、逆、闕、刪、牴、旃、岸、失、肇、欲、顯、謬、索、象、止、牒、互、散、汚、悠、瞻、耆、數、徵、恒等の文字は、茲にその字形を現はしにくひが、兎に角鎌食時代特有の文字のまゝをそのまま開版せることなぞは實に本書の史的價値を益々高めるものと言はねばならぬ。

その體裁は列帳綴本にして、文字數は七行十九字詰である(勝鬘疏、法華疏も同じ)。上巻は葉數

六十二枚、中卷は八十枚、下卷は九十四枚であるが、佛教全書本による時は、中下二卷はまた細かく一、二と分たれてゐる。今之を圖示すれば、

上卷—第一品及第二品

寶治版
維摩經疏三卷

中卷 一、弟子品第三より第七命阿那律に至る

二、第八命優波離より同品終迄

佛教全書本

下卷

一、文殊問疾品第五

二、不思議品第六より終まで

寶治版勝鬘經に付ても順序を追ふて論ずるつもりであつたが煩をさけて今は略する。

三

寶治年間上宮御製疏版行に相續いて、日本大藏經の編者は、その會報紙上に於て「文永三年四月、招提寺の證圓は今疏を（勝鬘疏）、文永四年三月、東大寺の聖守は維摩の疏を」開版せる旨を説いてゐるが、子の寡聞なる、證圓の勝鬘疏を開版せることも聖守の維摩疏を刊行したことも未だ曾て是を聞かない。しかし現存せる法隆寺の版木を検索してみると、前述の寶治元年の法華義疏卷四模版の外に左の三種がある。

(一) 勝鬘經模版 一枚

文永三年丙寅四月日彌之

菩提寺比丘證圓

(二) 維摩詰經卷上模版 一枚

(奥云)

開壹卷印板 顯大乘幽深 興三寶妙道、酬四種鴻恩、考妣並師弟、衆生及我心、願共出夢野、悉皆入覺林

于時文永四年丁卯次歲三月七日、東大寺真言院住持沙門聖守

(三) 維摩詰經卷下模版 一枚

(奥云)

文永四年丁卯次歲四月九日、於東大寺敬寫之、筆師瞻惠

以上の如く、菩提寺の比丘證圓——大和國高市郡菩提寺即ち橋樹寺であるか？或は別の菩提寺であるか頗る不明であるが、兎に角證圓なるものが、紀元一九二六年丙寅年、龜山帝の時勝鬘經を開版し、また翌年丁卯に東大寺真言院住持聖守が維摩詰經を開板しておる。このことは東畦逸史の「日本印書考」にも「日本古刻書史」にも出てゐるが、恐らく日本大藏經の編者は、經と疏とを見誤られたによるものだらう。上述の如く天永四年三月に東大寺の僧聖守によつて維摩經二卷が開版せられ、翌月

同寺の僧瞻惠によりて再び同經三卷が開版されることは、いかにその開版の頻繁なるかゝるゝのである。瞻惠開版にかかる維摩詰經三卷は東寺觀智院に所藏する所であるが、印奥記は前掲出の版本に於ける如くである。

いふ所の聖守とは大和東大寺真言院開山である。號を中道といひ、奈良の人で、圓照の俗兄である。十八歳にして剃髮し大悲菩薩を禮して具足戒を受け、兩京に遊んで家學を究め、醍醐寺の座主憲深より密教を傳へ、東南院の樹慶僧都に三論を聽き、戒律顯密の學に精通した。初め大和白毫寺に住し、次に真言院、新禪院を開きて瑜伽の道場となした。石清水の檢校行清が新に法圓寺を建て、師として請せられて茲に開山となつた、正應四年十一月二十七日寂、壽七十三、臘五十六。遺骸を寺の西北隅に葬つた。著はす所、酉酉大事口決一卷がある。門下に聖然、惠談の二人を數へるが一向知れてゐない（本朝高僧傳諸宗章疏錄、招提下二）。彼は維摩詰經を開版するに先ち、建長八年三論玄義一帖を開板した（日本印書考）、恐らく東南院の樹慶法師に三論の講義を聽いた時でもあらう。東寺觀智院所藏の題跋を記すれば左の如くである。

三論玄義

一帖

（印奥記云）
爲弘破邪顯正宗、新途開板彌文功、

早耀八不正觀月、速拂三界迷倫、

于時建長八年丁巳三月七日、沙門聖守。

上來さまへくの餘談に亘つたが要するに、證圓聖守の二氏には上宮御製疏の開版事實のなかつたこと躊躇せぬものゝ一人である。

四

寶治版上宮御製疏に付いては大要上述の如くであるが、この項を結ぶに際し、一言附加せざるべからざるは、一は寛元二年上宮門人永覺の筆寫にかかる維摩經義疏と、室町朝時代の書寫にかかる上宮御製疏に付てゝある。前者は真宗大谷大學所藏にして、惜しき事には零本たゞ一卷にすぎぬが後者は法華等の八卷(七卷にあらず)を具備してゐる。題跋は左の如くである。

○維摩經義疏上卷(寫) 一冊 真宗大谷大學藏

(庚子寛元二年甲辰八月一日午刻許、於法隆寺松立院書寫了、偏是爲心中所願決定圓滿也、總者自他內證無上菩提故也、執筆上宮門人永覺生年二十、法隆寺三經院安置者也、九旬談義之時爲客來人也、但存生之間自見矣

(朱書)同年十二月四日移點了 永 覺

(別筆)此三帖先年雖不慮儲申候爲結緣本所へ奉寄進所也、元應三年卯月十八日空圓大法師

(別筆)天正九年辛卯月日從胤英感得之、正應律師

以上奥書の中寛元二年とは鎌倉中葉で紀元一九〇三癸年で後嵯峨帝の時である。松立院は法隆寺の塔頭で現今廢寺になつておる。上宮門人永覺によりて執筆と移點とされたものである。寛元二年といへば、寶治元年開版に先だつこと僅に三年であるが、恐らく現存維摩經上宮王疏の寫書せられたるものゝ中で最古に屬するものであらう。何となれば、寶治元年を遡ること八十一年、永萬二年の朱書を有する維摩經義疏二卷は(法隆寺所藏)惜しい哉上卷を缺いておる。然るに今の寛元二年本は下巻を缺く、兩者合して茲に完璧するわけである。而して寶治版の開版が、當時泯亡せる太子御自筆本に據ることは前述の如くであるが、若し然りとすれば、當時法隆寺に存在せる寫傳の經疏によつたことは争はれぬ事實と見ねばならぬ。然るに今の寛元二年本と寶治版上巻との内容、字句を詳細に比較校合の結果、兩者に一字一句の相違なきに一驚すると共に、兩者の原本の同一なりしを證するものである。尙一步をすゝめて本疏が寶治版開版の所據本ならざりしかを疑ふものである。

次に叢福寺所藏本は法華疏四卷、勝鬘疏一卷、維摩疏三卷にして、恐らく室町朝時代の古寫と思はれるが、その法華疏卷四の奥書に「寫本ニ上宮太子御草本乃至寶治元年丁十月日」の三十字を附しておる。法隆寺に於て開版せしより、餘り多くの歳月を経ざる室町朝頃に於て、然かもその寶治版三疏より轉寫した事實に相當すると、寶治版開版の數、頗る少數なりしを知ると共に、當時已でに

同版經の過半泯亡せしことを知るべきである。本書の表紙に「主、信秀」の三字を表はせるが、信秀なるものゝ事蹟を詳かにしない。

五

鎌倉時代に於ける三經疏開版に付て想起せしめらるゝのは、寶治版に先立つこと二十七年前、承久二年(紀元一八八〇)順徳帝の御代に、佛子乘願なるものによりて梵網經一卷の開版せられたことである。日本印書考によりその題跋を錄すれば、

梵網經菩薩心地品

一卷

(印奥記云) 棱太子御本彫此經了、

承久二年庚辰四月日佛子乘願當悲

十三年自力不堪故勸進有緣衆終此功德也

願結緣人爲始不滿一切衆生令至無上妙果矣

とある。文中に「棱太子御本彫此經了」とあるが如く、太子御自筆の本か、若しくは御所持本によつて梓行されたことは疑ふべからざることである。然らば當時果して太子御自筆若しくは御所持本が存在してゐたであらうか?太子傳私記上八頁には「次梵網經二卷、押_ニ御手皮、御上書_ニ上下外題_ニ給、

拜^ニ見此外題之人開三惡趣之門也、依之東大寺忍法聖人夢見此旨云云今此經者糾紙金泥玉軸太子御自筆也」とあり、班鳩古事便覽^{五〇}には、靈寶無銘文として「梵網經、太子御自筆、押^ニ外題太子御手皮、梵網經一行十七字紙長八寸九分首題皮一寸九分、巾三分八厘、推古天皇二十二年太子四十
三歲正月書寫也」とあるもの、近くは古經題跋卷上に「梵網經二卷紺紙金字、上宮皇太子真蹟」とあるものが即ち今の奥書にある「太子御本」であらう。此の御本が果して真蹟であるかどうかの真偽の價值批判は別として兎に角太子の真蹟と認められてゐたものによりて校合されて、茲に新しく開版されたことは書史學上大に注意せねばならぬことゝ思ふ。

六

寶治元年法隆寺に於て上宮御製疏の版行せらるゝや、三經疏の講學、日に月に盛大に赴き、鎌倉時代末期に及ぶや、茲に最も力を盡して三經疏を研究した二明星としては、凝然大德及びその師宗性を挙げねばならぬ。宗性は文應元年（紀元一九二〇庚申）七月、東大寺別當に補せられた人で（東別、要錄五、高一五）、その研究としては「法華經上宮王義疏抄上卷」二卷を著して太子義疏を研鑽し讚仰したのである現に南都東大寺圖書館には、同師自筆の零本一帖を藏してゐる。次に凝然は自ら華嚴兼律金剛欣淨三經學士と名乗つた程であつて、自ら三經研究者を以て任じ満六十年間太子の大乘三經

抄疏の習學に心血を濺いだのである。かくしてその結晶とも云ふべきものは、げに勝鬱經疏詳玄記十八卷と、維摩經疏菴羅記四十卷と、法華疏慧光記六十卷と、合せて一百十八卷であるが、現存するもの僅かに五十八卷に過ぎない。がしかし、三經義疏の解義に畢生の力を盡したその功蹟は永遠に滅びぬであらう。南都東大寺圖書館には凝然大德自著自筆の「法華疏光記」十卷を現存せしめておる。その第二十六卷奥に曰く、

「正和元年壬子七月二十三日於東大寺戒壇院、爲實圓禪明房述之、努。努。勿。忘。上。宮。太。子。三。經。疏。弘。通。念。習。學。精。研。兼。可。弘。化。而。已。華。嚴。沙。門。凝。然。齡。七。三。通。受。法。薦。五。四。廻。不。共。苦。薩。戒。薦。五。八。廻。」、どあるが、その他、久原文庫藏維摩義疏に於ける凝然自筆の奥書に對しても彼がいかに三經疏の講學に身命を賭してゐたか、わかる。

三經疏の講學全盛時代も過ぎて世は一足飛に建武の中興となり、室町時代に移り、安土桃山時代に推移したが、その間に於て臨川寺版、五山版、博多版等の如き、書史學上大に見るべきものがあつたにも拘らず、太子三經疏の開版は一回だにもなかつた。或は予の寡聞淺學の致すところなるかは知らねど、當時三經疏の開版せられた史料すら發見するを得ぬ。恐らく上梓せられなかつたであらう。

かくて漸く徳川時代になつて、寛永年間に勝鬘經疏三卷を翻刻せるを初めとして、明暦三年九月と安永七年二月には、勝鬘維摩の兩疏を、慶安二年三月に勝鬘疏を、慶安五年と延寶六年九月には維摩疏を、天和二年に法華義疏を翻刻したのであるが、此のいづれもの開版は皆寶治古版の翻刻に過ぎないが、此等の諸版と寶治古版と對照すれば、前述の寶治版維摩經疏と佛教全書本のそれとを比較對校した如く又字の相違顛倒せるに驚く。がしかしそれは兎に角、かうして開版せられた諸版は單行本としてあつたが維摩義疏は明治十三年十一月に、勝鬘經は明治二十八年八月に三經學士島田蕃根氏によりて會本せしものを上梓し、明治二十五年四月松村海印氏は維摩詰經疏の會本を活版に付し、特に唐明空撰の勝鬘經疏義私鈔六卷の如きは貞享三年に經疏鈔の三部會合本すら出版さるに至つた。

近年に及び、大日本佛教全書に慶安版對校の維摩經義疏、寶治版對校の法華義疏及び流布本の勝鬘經疏が編入せられたれど、皆悉く單行本であるが、今日、日本大藏經には島田翁の例にならひ、經疏繙讀の便を慮りて悉く會本となせる點は珍寶といはねばならぬ。最近大正七年に於ては中華民國に於て、金陵刻經處の仁山楊居士の後繼者、樨菴陳氏によつて、令法久住の赤誠を以て太子の勝鬘維摩經二疏を縷刻に附したといふ。また以て實に千幾百年の下、太子の偉德のいかに八荒に治ねきかを知るべきである。

徳川時代に於ける上宮玉疏の開版事情を圖示すれば左の如くである。

- 1、寶治元年十月(紀元一九〇七丁未)——三經義疏全部
- 2、寛永時代——勝鬱經義疏三卷
- 3、慶安二年三月(紀元一三三〇八戊子)——勝鬱經疏
- 4、慶安五年(紀元一三三二二壬辰)——維摩經疏
- 5、明曆三年九月(紀元一三三二七丁酉)——勝鬱維摩兩疏
- 6、延寶六年九月(紀元一三三三八戊午)——維摩經疏
- 7、天和二年二月(紀元一三四二壬戌)——法華疏四冊
- 8、貞享三年(紀元一三四六年丙寅)——勝鬱經義疏私鈔(三部會合)
- 9、安永七年二月(紀元一四三八戊戌)——勝鬱、維摩兩疏
- 10、安永八年又は九年(紀元一四三九年己巳)——勝鬱經義疏會本二卷
- 11、明治十三年十一月一日(紀元一五四〇庚辰)——維摩詰經義疏會本五冊
- 12、明治廿五年四月(紀元一五五二壬辰)——維摩詰經會本
- 13、明治廿八年八月(紀元一五五五乙酉)——勝鬱經疏會本
(松村海印開版)
- 14、明治三十年五月二十一日(紀元一五五七丁未)——維摩經義疏會本三卷六冊

日本大藏經本三經疏(會本)

15、その他 大日本佛教全書本三經疏(單本)

金陵刻經處本

八

流布本として最も多いは天和本法華義疏と安永本勝鬱經疏とであるから茲に一言添へたい。

(一) 天和本法華義疏四冊

天和二年に要法寺に於て法華義疏四冊を開版した、一頁九行、一行十九字詰にして最後の巻に左の奥書がある。

「天和二壬戌二月吉日 本山 要法寺藏版」

別本には「天和二年壬戌歲二月吉日、文臺屋治郎兵衛開版」といふ奥書のあるのもある。

さて要法寺版に付ては曾て圖書館協會雜に新村博士の研究發表が出てゐるからそれに譲りて説明を全部略する。

(二) 安永本勝鬱經義疏

安永七年二月翻刻の勝鬱經義疏は、洛西の天慶なるものゝ開版する處にして、その附言に「原本經

一卷二十余冊、義疏一卷九十余冊、慶安已來現行疏開爲二卷乃至、嘗安永戊戌(七年に當る)之春二月、洛西光明輪下天慶識」とあるが如く、慶安二年刊行以來のものは概ね本卷並に義疏を各別に二冊として梓行したのであるが是を會本として出版しなかつた。

翌年秋月豊山菩提教院住職秀纂なるものが

勝鬱經義疏會本

二卷

を重刻したが會本の初めである。同書の冠頭に「安永己亥(八年)之秋九月、豊山妙音輪下、菩提教院住、秀纂」の重刻の序がある。本書の體裁は一頁十行、一行二十字詰である。

内容の特徴としては撰號の下に「此是大倭國上宮王私集非海彼本」の文字は、疏主上宮王の注にはあらず、別人の附加として省略してある。そして極單簡に撰號の下に「大倭國上宮王奉詔撰」の九字を書いてある。

本書の前跋に「安永八己亥秋、豊山妙音會下覺淨題于白雲社」云々と記して洛玉泉磨公の考訂虎靈によつて經疏合して一となしたことや、後跋に「安永庚子(九年)孟春下澣、大和國法隆學問寺上宮王院北室住持比丘鑑海謹誌」の文を載せてゐる處から見ると、序文に安永八年重刻序が附いてあるけれど恐らく九年の重刻であらう。發行は京都下京區、花屋町永田長左衛門の刊行にかかる。

九

上宮御製疏に付ては、所謂佛教家によりて益々その價値を發揮するのであるが、一般國史家によりて珍重せらるゝ聖德太子の「十七條憲法」に付ての印書考を一瞥して此の稿を終りたいと思ふ。

思ふに、十七條憲法は二三の金石文を除くの外、我國に於ける最古の文献であつて、日本書記に載せられてゐるのが、史に顯はるゝ最古であつてそれ已上遡のぼることは出來ぬ。下りて拾芥抄、群書類從等の類書に收められて世に流布したのであるが、單獨にて板行せられたのはいつ時代であらうか、承安三年大原の覺健坊性權少僧都法印が始めて自刻したのがその權輿であらう、是れ實に内外兩典上梓の最初であるは申す迄もない。東畦逸史の「日本印書考」によれば、

「承安版憲法、雲上示正錄本朝割厥師ノ權輿ト題シ、人王八十代高倉帝ノ詔ニ依テ豊聰王ノ五憲法ヲ承安三年三月當御學館ノ貫主大原ノ覺健坊性圓權少僧都法印始テ自刻ス。是内外兩典上梓ノ最初也云々吾學館ハ本朝印板ノ始祖書籍弘通ノ根元タリ、依テ右ノ兩葉世々當館ノ配下タルヘク間永ク堂號軒號等勝手免許致スヘキ旨後醍醐帝ヨリ勅許ノ永宜ヲ延元元子年正月賜ル處ナリ云々」といひ、また同書ニ

「承安三年性圓ノ刻セル上宮太子ノ憲法ハ實ニ本朝ニ於テ一部ノ著書ヲ刊行シタル始ナリト云」と

ある。「洋々社談」第二十二號所載の論文「東洋印刷史」の中にも、高倉帝承安二年山城大原の僧性圓なるもの十七憲法を刻せり」とあるが、承安二年とあるは恐らく三年の寫誤であり、十七憲法といふも廣略の同異であつて別に異説とも思はれない。予として未だ眼福を得たのでないが、兎に角十七憲法印刻の史的徵證として擧げておく。

然るに法隆寺に於て、十七條憲版木高八寸六分
濶二尺八寸七分一枚を珍藏しておる（大鏡參照）、後宇多天皇弘安八年の刻にかかるもので、今日當寺に現存する所の古板木には、鎌倉時代の舊物を初め（前述の如し）南北朝室町各時代のもの渺からず所藏せるが、それらは殆ど皆經文類で、經典以外のものとしては實に此の憲法板木を以て最古とする。今や當時の刷本は逸して傳はらないが、兎に角その版木だけは存在しておる。同板木には左の施文を記しておる。

入道大納言家、奉施入 十七條憲法

右文者依爲本願聖靈御作有祈念事開摸所施入如件

弘安八年三月

日

今その板木と流布本との異同を示さば左の如である。

〔流布本〕誤

〔弘安本〕正

第四ノ條下、是以群臣

是以君臣

第五條ノ下、須治訟

頃治訟

第九條ノ下、群臣共信乃至

君臣共信乃至

群臣無信

君臣無信

第十三條ノ下勿_レ防_ニ公務

勿_レ妨_ニ公務

第十四條下、五百之

五百歲之後

難_レ待_ニ一聖

難得_ニ一聖

第十七條下、夫事

大事

これに次ぐものは慶長十三年開版の「十七憲法德失鏡」一巻である。その奥書に言はく、

「子時慶長十三歲舍戊申良月吉旦」

次に伊勢國安濃津では右の慶長板によりて再び翻刻するに至つた。その奥を示せば左の如くである。

子時慶長十三年舍戊申良月吉旦

右以_ニ度會四位弘訓神主所藏慶長板一本令_ニ翻刻_ニ者也_略以下勢州安濃津寛栗堂藏板。

德失鏡とは太子に假托せる書で、或は菅原道真撰とも稱せられてゐる。

次に傳弘法大師書といふ所の「十七憲法版木」四枚を土宜法龍師によつて珍藏されてゐるが、跋文

によると文化十年十一月に開摸したもので、果してその原本が弘法大師の所書であるかどうかは別問題として、兎に角運筆遒勁氣韻生動の點はたしかに弘法の筆を思はしめる。決して古版とは言へないが書史學研究者によつては一顧すべきものである。その跋文に曰く、

「弘法大師所書憲法十七箇條摹本藏在、華山藤公家其真蹟雖不知存亡如何今閱此帖運筆遒勁、氣韻生動宛如見其真焉、曩時有摹刻者爾後不□摺之是以世罕見近日吾黨多需此帖者因更乞借原本乎自嚮摺以刻于家云文化十年癸酉十一月湖南源易識于普翠菴」と、

以てその由來を知るべきである。

末書にして單行せるものには、

1 憲法抄一冊、2 推古天皇十七條一冊永平十一年少納言 清原朝臣奥書、3 太子傳用意憲法抄一冊、4 聖德太子憲法並制條一冊寛永十四年法隆寺觀音院高榮與書、5 聖德太子十七憲法註一冊寛文十年刊 倭潮音、6 聖德太子御憲法一冊多田孝泉撰、7 聖德太子憲法十七條衍義一冊清原公譯撰刊あり

等がある。(平安考古會編太子御傳資料による)寛文年中、僧潮音なるもの舊事大成經を偽作して太子の作に假托しその中に、通蒙憲法、政家憲法、儒士憲法、神職憲法、釋氏憲法の、所謂五種の憲法を載せてゐるが、何れも十七條より成り、内、通蒙憲法だけは即ち推古紀に載する所の太子親作の憲法だが、他は皆潮音の偽作する所である。延寶三年竹内重好といふものは是を別行開板して聖德太子五憲法と名け、享

保十九年には黒田豊前守瓊山子は、其を國字に翻譯して勅五憲法を出版印行し、明治四年、智恩院の僧神阿はこれを覆刻し、明治二十五年越後の人、平原惠隆なるものは是が註を作つて「聖德太子十七憲法釋解」を出版してゐる。

尙又た天明年間以前に於て少林龍公はその一部分「釋氏憲法一編」を印刻して流布せしめたが、それは單に五憲法の一部であり、且又延寶三年版は當時已に獲易すからざる僅少のものであつたから天明八年戊申冬、加州金澤城南の金獅峰曇瑞は、越前の梵明禪師と共に延寶版より重刻したのである。徳川時代に於ける太子憲法の印刻流布はかくの如く盛大であつたのである。

——大正一〇、三、七、稿——